

# 大阪読売健康保険組合規約 新旧対照表

新		旧	
(第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。		(第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。	
(名称)	(所在地)	(名称)	(所在地)
株式会社読売新聞大阪本社	大阪市北区野崎町5番9号	株式会社読売新聞大阪本社	大阪市北区野崎町5番9号
読売テレビ放送株式会社	大阪市中央区城見1丁目3番50号	読売テレビ放送株式会社	大阪市中央区城見1丁目3番50号
読売ゴルフ株式会社	大阪市北区野崎町5番9号	読売ゴルフ株式会社	大阪市北区野崎町5番9号
大阪読売健康保険組合	大阪市北区野崎町5番9号	大阪読売健康保険組合	大阪市北区野崎町5番9号
大阪読売新聞労働組合	大阪市北区野崎町5番9号	大阪読売新聞労働組合	大阪市北区野崎町5番9号
読売テレビ放送労働組合	大阪市中央区城見1丁目3番50号	読売テレビ放送労働組合	大阪市中央区城見1丁目3番50号
株式会社読売情報開発大阪	大阪市北区野崎町5番9号	株式会社読売情報開発大阪	大阪市北区野崎町5番9号
株式会社読売大阪プリントメディア	大阪市北区野崎町3番14号	株式会社読売大阪プリントメディア	大阪市北区野崎町3番14号
大阪読売サービス株式会社	大阪市北区野崎町5番9号	大阪読売サービス株式会社	大阪市北区野崎町5番9号
株式会社読売連合広告社	大阪市北区野崎町5番9号	株式会社読売連合広告社	大阪市北区野崎町5番9号
株式会社読売エージェンシー大阪	大阪市北区野崎町5番9号	株式会社読売エージェンシー大阪	大阪市北区野崎町5番9号
株式会社 <u>Y T E</u>	大阪市中央区城見1丁目3番50号	株式会社 <u>読売テレビエンタープライズ</u>	大阪市中央区城見1丁目3番50号
株式会社よみうりテレビサービス	大阪市中央区城見1丁目3番50号	株式会社よみうりテレビサービス	大阪市中央区城見1丁目3番50号
株式会社エイデック	大阪市中央区城見1丁目3番50号	株式会社エイデック	大阪市中央区城見1丁目3番50号
株式会社 ytv Nextry	大阪市中央区城見1丁目3番50号	株式会社 ytv Nextry	大阪市中央区城見1丁目3番50号
株式会社読宣	大阪市北区野崎町5番9号	株式会社読宣	大阪市北区野崎町5番9号
株式会社 y t v メディアデザイン	東京都港区東新橋一丁目6番1号	株式会社 y t v メディアデザイン	東京都港区東新橋一丁目6番1号
第9条 互選議員の選挙は、各選挙区ごとに行う。		第9条 互選議員の選挙は、各選挙区ごとに行う。	
2 前項の選挙区及び選挙区ごとに選挙する互選議員の数は、次のとおりとする。		2 前項の選挙区及び選挙区ごとに選挙する互選議員の数は、次のとおりとする。	
選挙区	選挙区の範囲	議員	
第1選挙区	社長直属	2	
	総務局		
	労務担当室		
	<u>事業局</u>		
	大阪読売健康保険組合		
	エイデック		
第2選挙区	<u>ビジネス局</u>	1	
	<u>Y T E</u>		
	読宣		
	y t v メディアデザイン		
第3選挙区	販売局	2	
	編集局（総支局を除く）		
	大阪読売新聞労働組合		
	よみうりテレビサービス		
第4選挙区	総支局	1	
	読売ゴルフ		
第5選挙区	制作局	3	
	読売情報開発大阪		
	読売大阪プリントメディア		
	大阪読売サービス		
	読売連合広告社		
	読売エージェンシー大阪		
選挙区	選挙区の範囲	議員	
第1選挙区	社長直属	2	
	総務局		
	労務担当室		
	<u>事業本部</u>		
	大阪読売健康保険組合		
	エイデック		
第2選挙区	<u>広告局</u>	1	
	<u>読売テレビエンタープライズ</u>		
	読宣		
	y t v メディアデザイン		
第3選挙区	販売局	2	
	編集局（総支局を除く）		
	大阪読売新聞労働組合		
	よみうりテレビサービス		
第4選挙区	総支局	1	
	読売ゴルフ		
第5選挙区	制作局	3	
	読売情報開発大阪		
	読売大阪プリントメディア		
	大阪読売サービス		
	読売連合広告社		
	読売エージェンシー大阪		

# 大阪読売健康保険組合規約 新旧対照表

新			旧		
第 6 選挙区	読売テレビ放送 読売テレビ放送労働組合 任意継続	2	第 6 選挙区	読売テレビ放送 読売テレビ放送労働組合 任意継続	2
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第 1 条 この規約は令和 <u>6</u> 年 <u>8</u> 月 1 日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>第 2 条 (削除)</u></p> <p><u>第 3 条 (削除)</u></p>			<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第 1 条 この規約は令和 <u>5</u> 年 <u>4</u> 月 1 日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>第 2 条 施行日前の出産に係る出産育児一時金付加金の支給については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>第 3 条 施行日前の死亡に係る埋葬料付加金の支給については、なお従前の例による。</u></p>		